渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より、第245回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には、難波地区の髙橋清委員と浅海地区の原田裕三委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、正岡地区の徳永茂行推進委員に御出席をいただいております。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第 10 号までの10件の議案が提出されております。 それでは、議案第１号～第３号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第１号と議案第２号を御報告いたします。 令和６年１月 26 日～令和６年２月 25 日までに専決処理した案件は４条届出が６件、５条届出が20件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第３号を御報告いたします。 １番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 ２番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。

	３番、本件は、農地法により平成４年１月 10 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準１号～６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約 92 アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 ２番、譲受人は、農地約 81 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、譲受人は、農地約 72 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ４番、譲受人は、新規農業者でございます。

	この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ５番、譲受人は、農地約 42 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ６番、譲受人は、農地約 203 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ７番、譲受人は、農地約 339 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約 94 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ９番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 10 番、譲受人は、農地約 134 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 146 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 79 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番、譲受人は、農地約 72 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、15 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。

	譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 16 番、譲受人は、農地約 72 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 11 アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 18 番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、４番、９番、14 番、15 番、18 番の５件であります。 ４番は、所在地が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。
戒能豊和委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました案件について、申請人は新浜地区にお住まいで、この度、親戚が所有する農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。 申請人は、以前から営農に携わっており、営農に必要な栽培技術も充分にあることから、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続きまして、９番は、所在地が興居島地区でありますので、山岡委員から説明をお願いします。

山岡欣也委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました案件について、申請人は、泊町内にお住まいで、この度、自宅に隣接する農地を親族から譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。 申請人は、以前から営農に携わっており、営農に必要な栽培技術も十分にあることからこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続きまして、14番、15番は、併用案件で所在地が正岡地区でありますので、徳永推進委員から説明をお願いします。
徳永茂行推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました２件でございます。 譲受人は、朝美地区にお住まいで、今回、申請地を取得し新規に農業経営を始めるものです。愛媛県の農業指導員をしていた方から営農の指導を仰ぐとのことで、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続きまして、18番は、所在地が粟井地区でありますので、樋野委員から説明をお願いします。
樋野定計委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、朝美地区にお住まいで、この度、申請地を取得し新規に農業経営を始めるものです。 これまでも、６年間の農作業経験があり、今後は、地域の担い手として営農したいとしております。 また、知人の経営する飲食店への販売を検討するなど、農業に対する意欲も十分

	に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号、「農地法第４条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 １番、本件申請人は、農地約 143 アールを耕作する農業者です。近隣の事業者から駐車場や資材置場が不足しており、申請地を貸して欲しいとの依頼があったため、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。申請人自身が高齢となり、農地の維持管理が困難な状況であるため、今後の生活設計を考慮し、収入の安定に努めたいとしています。 本申請地の農地区分は、伊予鉄道福音寺駅からおおむね 500 メートル以内に位置することから、第２種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ２番、本件申請人は、農地約 87 アールを耕作する農業者です。申請地に隣接する高齢者施設の駐車場が不足しているため、駐車場として利用したいと、福祉施設の従業員５名から申込書が提出されています。申請人自身も高齢となり、農地の維持管理に苦慮していることに加え、収入の安定を図るためにも本申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。

	本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 １番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で所在地が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。
戒能豊和委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、農業を営んでいますが、高齢のため農地の管理が困難になってきたことから、申請地を貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第６号、「農地法第５条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。

山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 １番、本件は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 ２番、本件渡人と受人は、共有にて議案書記載の内容の分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 ３番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 ４番、本件は、先月の総会において本人保留となっていた案件です。 受人２名は、代表取締役が同一の法人で、土木建築業等を営んでいる系列会社です。どちらの法人も、安定した経営を行っており、年々事業が拡大しているため資材置場が不足しています。 そこで、本申請地を新たに露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ５番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 ６番、本件受人は、太陽光発電による売電事業等を行う法人です。 本申請地に、パネル120枚、発電出力66キロワットの太陽光発電施設を設置し、事業拡大を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、

	おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 ４番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が浮穴地区でありますので、南推進委員から説明をお願いします。
南耕一推進委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、主に土木工事業を営む法人であります。現在の資材置場では手狭になってきたことから、この度、申請地を取得し、露天資材置場として利用するために申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第７号、「令和５年度　第12号農用地利用集積等促進計画」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。

住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明させていただきます。 本件の案件は、29 件の内、使用貸借権の設定は 14 筆、賃借権が 27 筆、所有権移転が 20 筆で、設定総面積は５万 1,235 平方メートルです。 その内訳は、新規が 12 筆、更新が 17 筆、再設定が 12 筆、売買が 19 筆、贈与が１筆となっています。 番号１、番号２の譲受人は、約 103 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号３の譲受人は、約 235 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号７の譲受人は、約 108 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は、約 516 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 13 の譲受人は、約 68 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 19 の譲受人は、約 159 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 20 の譲受人は、約 203 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 21、番号 22 の譲受人は、約 197 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 23 の譲受人は、約 744 アールを耕作する農業生産法人で、田と畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 24、25 の譲受人は、約 193 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 26 の譲受人は、約 234 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 27 の譲受人は、約 246 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 28 の譲受人は、約 148 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

	番号29の譲受人は、約210アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、松山市の公告日は、令和６年３月18日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」議題とします。 事務局から説明をお願いします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 今回意見を求められた案件は、１件で設定する農地は３筆、総面積は、3,257平方メートルでございます。 今後、農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し公告することが予定されています。 権利の開始は、令和６年５月１日の予定です。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは、税務署の制度ではありますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律第６条第１項３号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、今回の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１～番号３の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作されています。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。

	本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第10号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和６年１月26日～令和６年２月25日までに専決処理した案件は42件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
住田英俊主幹	先般、皆様から御支援いただきました「能登半島地震義援金」については、２月

	７日に取りまとめ先となる全国農業会議所へ送金させていただきましたので御報告いたします。 　ありがとうございました。 　あと、湯山の清水憲治推進委員が４月に御所有の農業用倉庫が火災に見舞われましたことから、互助会から見舞金をお渡しいたしましたので、御報告させていただきます。 　また、皆様にお願いしております今年度の活動記録簿の提出について、４月 10 日までに御提出をよろしくお願いいたします。 　活動日数につきましては、８日として〇印を付けていただきまして御提出をお願いいたします。 　それでは、次回の総会の日程についてですが、来月の第 246 回総会は、４月 10 日、 水曜日　午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。 　よろしくお願いいたします。 　連絡事項は、以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第 245 回総会を閉会します。
渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 10 時 55 分閉会